

首都圏大規模水害対策協議会の協議の進め方と当面の検討事項

●協議会の協議の進め方

- ・ 関係機関が対策を講じる際、共通認識を持つことが重要。
- ・ 各種対策の検討には時間を要することから、優先順位を考え、まずは基本事項の対処方針について合意形成を図る。
- ・ 構成員は、対処方針のもと、それぞれが具体的対応策を検討する。
- ・ 順次、検討項目の幅を広げ、また、改善を図ることで、大規模水害対策の充実を図る。

●当面の検討事項

- ・ 大きく分けて、氾濫が発生する前の避難準備及び避難のフェーズと、氾濫が発生した場合の応急対応のフェーズが考えられる。
- ・ 対応が必要となる頻度も考慮して、当面、避難準備及び避難のフェーズについて検討することとする。

【参考：大規模水害対策大綱の主な記載事項】

○適時・的確な避難の実現による被害軽減

- ・ 避難対策の強化
- ・ 避難率の向上
- ・ 災害時要配慮者の被害軽減
- ・ 孤立者の救助・救援
- ・ 地下街等における被害軽減
- ・ 病院及び介護・福祉施設等における被害軽減

○公的機関による応急対応力の強化と重要機能の確保

- ・ 公的機関の業務継続性確保
- ・ 医療救護対策の強化
- ・ ライフライン・インフラの浸水被害による影響の軽減と早期復旧

○住民、企業等における大規模水害対応力の強化

- ・ 大規模水害に対する正しい認識の形成
- ・ 民間企業等の被害軽減対策の強化

○氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

- ・ 氾濫拡大の抑制と排水対策の強化
- ・ 水害を想定した土地利用・住まい方への誘導

○その他の大規模水害特有の被害事象への対応

- ・ 衛生環境の確保（汚物、有害物対策）
- ・ 治安の維持